

HT-210-3

HTTR の設工認(第 4 回)申請に係る
記載の見直しについて

令和 2 年 9 月 4 日

日本原子力研究開発機構 大洗研究所
高温ガス炉研究開発センター
高温工学試験研究炉部

1. はじめに

高温工学試験研究炉（HTTR）の設計及び工事の計画の認可（旧「設計及び工事の方法の認可」。以下「設工認」という。）申請（全4回）の記載について、検査等が確実に実施できるよう、原子炉設置（変更）許可申請書に記載した設計方針を具体化し、より明確化するための見直しを行う。具体的には、設計条件、設計仕様等を明確化する。次項に見直した対応方針を示す。

2. 見直し方針

第4回申請に係る見直し方針を以下に示す。

2. 1 第4回申請について

（1）溢水対策機器（漏水検知器等）の設置について（別紙1参照）

- ① 溢水防護対象設備の考え方について明確化する。
- ② 実験・照射の関連機能（核分裂生成物の放散防止）の本設工認申請における位置づけについて明確化する。
- ③ 溢水防護対象設備の防護区分について明確化する。
- ④ 溢水防護対象設備のうち、溢水影響評価の対象外とする設備について明確化する。
- ⑤ 被水防止構造である機器について、対象とする機器を明確にする。
- ⑥ 「工事の方法」の「試験・検査項目」について、検査制度の改正に伴い記載を修正する。
- ⑦ 「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準への適合性について明確化する。

溢水対策機器（漏水検知器等）の設置

溢水防護対象設備の以下の考え方について明確化する。

- ・ 実験・照射の関連機能（核分裂生成物の放散防止）の本設工認申請における位置づけ
- ・ 溢水防護対象設備の防護区分
- ・ 溢水防護対象設備のうち、溢水影響評価の対象外とする設備の選定根拠

【添付説明書】

1.2 溢水より防護すべき設備

溢水防護対象設備は、重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を適切に維持するために必要な設備及び使用済燃料の貯蔵機能を適切に維持するために必要な設備とする。

耐震 S クラスの設備及び自然現象における重要安全施設等が溢水に対してその安全機能を損なわない設計とし、その溢水防護対象設備を表 1.1 に示す溢水防護対象設備(1) (防護区分 I の設備)として選定する。なお、実験・照射の関連機能（核分裂生成物の放散防止）を有する実験設備の一部は現在の HTTR 原子炉施設に設置されていないことから、本設工認申請における溢水防護対象設備に当該設備を含めていない。

また、HTTRにおいては安全評価として実施している内部事象を起因とした「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」に対処するために必要な設備に対しては、内部溢水についての対策を強化した信頼性の高い設計とし、その溢水防護対象設備を表 1.2 に示す溢水防護対象設備(2) (防護区分 II の設備)として選定する。

~~これらの溢水防護対象設備について、溢水防護対象設備(1)を防護区分 I の設備、溢水防護対象設備(2)を防護区分 II の設備とする。~~

使用済燃料貯蔵設備については、原子炉建家内の貯蔵プール及び貯蔵ラック並びに使用済燃料貯蔵建家内の貯蔵セル及び貯蔵ラックを溢水防護対象設備として選定する。また、貯蔵プールの冷却機能及び給水機能を維持するため、プール水の供給配管の接続口までを溢水防護対象設備として選定する。

なお、以下に示す設備については溢水の影響評価の対象外とする。

- (1) 容器（タンク）、熱交換器、配管、スタンドパイプ、スタンドパイプクロージャ、使用済燃料貯蔵プール・貯蔵ラック及び使用済燃料貯蔵建家内設備の貯蔵セル・貯蔵ラック については、静的機器であり、溢水の影響を受けたとしてもその機能を喪失することがないことから溢水の影響評価の対象外とする。
- (2) フィルタユニット内に格納されているフィルタ、配管の一部を構成している逆止弁、原子炉圧力容器内に格納されている炉心構成要素・炉心支持鋼構造物・炉心支持黒鉛構造物及び広領域中性子束検出器、スタンドパイプ内に格納されている制御棒系の駆動機構並びに補助ヘリウム循環機の電動機については、密閉性が確保された容器の中に格納されており、溢水の影響を受けることがないことから溢水の影響評価の対象外とする。

- (3) 安全弁については、構造が単純でありかつ動力を必要としないため、溢水の影響を受けたとしてもその機能を喪失することがないことから溢水の影響評価の対象外とする。
- (4) 原子炉格納容器隔離弁については、フェイルセーフ設計となっており、溢水により動力が喪失したとしてもその機能を喪失することがないことから溢水の影響評価の対象外とする
- (5) 屋上に設置されている補助冷却設備の補助冷却設備空気冷却器及び配管については、屋外に設置されており、かつ耐候性を有していることから溢水の影響を受けたとしてもその機能を喪失することがないため溢水の影響評価の対象外とする。

被水対策機器について、対象とする機器を明確にする。

【本文】

3. 設計

3.1 設計条件

(4) 防滴仕様である機器及び計器

溢水防護対象設備のうち、溢水の影響により 機器が被水して 機能を喪失させるおそれがある機器の電動機及び計器については、水の浸入に対する防護措置（JIS-C-0920 保護等級の防まつ形（IP*4）以上）がなされた設計とする。

(5) 被水防止構造である機器

溢水防護対象設備のうち、溢水の影響により 機器が被水して 機能を喪失させるおそれがある機器については、機器を 被水防止構造 として溢水に対する防護措置がなされた設計とする。

3.2 設計仕様

(4) 防滴仕様である機器及び計器

防滴仕様である機器及び計器は、溢水が生じた場合に、被水による機器及び計器の機能喪失を防止する設計とする。 設計仕様は以下のとおりとする。

機器名	仕様	設置数量 (台)	設置場所
補助冷却水循環ポンプの電動機	・防まつ形（IP*4 ^注 ）以上の保護等級を有する	2	原子炉建家
非常用空気浄化設備 排風機の電動機	・防まつ形（IP*4 ^注 ）以上の保護等級を有する	2	原子炉建家
<u>非常用空気浄化設備フィルタユニット入口弁の電磁弁</u>	<u>・防まつ形（IP*4^注）以上の保護等級を有する</u>	<u>2</u>	<u>原子炉建家</u>
炉容器冷却水流量（伝送器）	・防まつ形（IP*4 ^注 ）以上の保護等級を有する	4	原子炉建家
補機冷却水流量（伝送器）	・防まつ形（IP*4 ^注 ）以上の保護等級を有する	4	冷却塔
補助冷却水流量（伝送器）	・防まつ形（IP*4 ^注 ）以上の保護等級を有する	2	原子炉建家

注：JIS-C-0920 電気機械器具の外郭による保護等級

(5) 被水防止構造である機器

被水防止構造である機器は、溢水が生じた場合に、被水による機器の機能喪失を防止する設計とする。設計仕様は以下のとおりとする。

機器名	仕様	設置数量 (台)	設置場所
補助ヘリウム循環機	・補助ヘリウム循環機の <u>電動機端子部が保護カバーによる被水防止構造となっていること</u>	2	原子炉建家
非常用空気浄化設備 フィルタユニット	・ <u>非常用空気浄化設備フィルタユニットの電気ヒーター端子が保護カバーによる被水防止構造となっていること</u>	2	原子炉建家

表 3.1.2 溢水対策機器一覧

No	機器名	設置数量 (台)	設置建家
1	排水ポンプ	2	原子炉建家
2-1	漏水警報盤	1	原子炉建家
2-2	副盤	1	原子炉建家
2-3	漏水検知器	26	原子炉建家 冷却塔
3-1	ブローアウトパネル	1	原子炉建家
3-2	耐圧扉	3	原子炉建家
4-1	<u>被水防止構造</u> の機器 ・補助冷却水循環ポンプの電動機 ・非常用空気浄化設備排風機の電動機 ・ <u>非常用空気浄化設備フィルタユニット入口弁の電磁弁</u>	2 2 <u>2</u>	原子炉建家
4-2	防滴仕様の計器 ・炉容器冷却水流量 ・補機冷却水流量 ・補助冷却水流量	4 4 2	原子炉建家
5	<u>被水防止構造</u> である機器 ・補助ヘリウム循環機の <u>電動機端子部</u> ・非常用空気浄化設備フィルタユニットの <u>電気ヒーター端子部</u>	2 2	原子炉建家
6	耐環境仕様である計器 ・補助冷却器出口ヘリウム圧力 ・補助冷却器ヘリウム流量	2 4	原子炉建家

【添付説明書】

4. 溢水の影響評価方針及び防護設計方針

4.3 溢水対策機器

(4) 防滴仕様である機器及び計器

防護対象設備のうち、溢水により被水して機能を喪失させるおそれがある機器の電動機及び計器については、水の浸入に対する防護措置（JIS-C-0920 保護等級の防まつ形（IP*4）以上）がなされた設計とする。

(5) 被水防止構造である機器

防護対象設備のうち、溢水により被水して機能を喪失させるおそれがある機器については、機器を被水防止構造として溢水に対する防護措置がなされた設計とする。

5. 想定破損による溢水の影響評価

5.2 想定破損による被水の影響評価

溢水源である配管の想定破損による被水を考慮し、溢水防護対象設備の被水の影響評価を行った。

5.2.2 評価方法

被水の影響評価は以下の判定を各段階で実施し、いずれかの判定を満足した場合には評価終了とした。以下の判定を全て満足しない場合には、対策を考慮し、再度評価を行った。

- A: 溢水防護対象設備が設置されている区画に破損を想定する溢水源がなく、上部の天井面に開口部又は貫通部がないか
- B: 溢水防護対象設備が多重化又は区画化により同時に機能喪失しないか
- C: 溢水防護対象設備が想定破損発生時には機能要求がないか
- D: 溢水防護対象設備が防滴仕様又は被水防止構造の機能を有していることにより機能喪失しないか

表 5.2(1/2) 被水の影響評価結果

防護区画	対象設備名	防護対象 施設区分	被水源の有無		防護対策	判定				結果		
			被水源有	被水源無		A	B	C	D	良	否	
H-125	安全保護系用交流無停電電源装置 B、安全保護系用充電器盤 B	I、II		○	—	○					○	
H-126	安全保護系用交流無停電電源装置 C、安全保護系用予備充電器盤	I、II		○	—	○					○	
H-127	安全保護系用交流無停電電源装置 A、安全保護系用充電器盤 A	I、II		○	—	○					○	
H-181	安全保護系用蓄電池 B	I、II	○		—		○				○	
H-182	安全保護系用蓄電池 A	I、II		○	—	○					○	
H-215	補助ヘリウム循環機 A 回転数制御装置	II		○	—	○					○	
H-216	補助ヘリウム循環機 B 回転数制御装置	II		○	—	○					○	
H-217	補助冷却水循環ポンプ A, B	II	○		・防滴仕様					○	○	
H-272	補助冷却水流量 (計装)	II	○		・防滴仕様					○	○	
H-310	非常系パワーセンタ B、非常系モーターコントロールセンタ B	II		○	—	○					○	
H-314	中性子計装盤 I、主冷却設備安全保護計装盤 I、炉容器冷却設備計装盤 I、放射能計装盤 I、制御棒スクラム装置盤 A	I、II		○	—	○					○	
H-315	安全保護ロジック盤 B、安全保護シーケンス盤 B、補助冷却設備安全保護計装盤 I	I、II		○	—	○					○	
H-318	安全保護ロジック盤 A、安全保護シーケンス盤 A	I、II		○	—	○					○	
H-319	中性子計装盤 II・III、主冷却設備安全保護計装盤 II・III、炉容器冷却設備計装盤 II、補助冷却設備安全保護計装盤 II・III、放射能計装盤 II・III、制御棒スクラム装置盤 B	I、II		○	—	○					○	
H-321	非常系パワーセンタ A、非常系モーターコントロールセンタ A	II		○	—	○					○	
H-411	非常用発電機 B、自動始動盤 B、非常用発電機盤 B	II		○	—	○					○	

表 5.2(2/2) 被水の影響評価結果

防護区画	対象設備名	防護対象 施設区分	被水源の有無		防護対策	判定				結果		
			被水源有	被水源無		A	B	C	D	良	否	
H-412	非常用発電機用燃料移送ポンプ B	II		○	—	○					○	
H-417	中央制御盤（主盤、副盤）	I、II		○	—	○					○	
H-421	非常用発電機 A、自動始動盤 A、非常用発電機盤 A	II		○	—	○					○	
K-101	炉容器冷却設備 A 制御盤、炉容器冷却水循環ポンプ A、計装（炉容器冷却水流量）	II	○		—		○				○	
K-102	炉容器冷却設備 B 制御盤、炉容器冷却水循環ポンプ B、計装（炉容器冷却水流量）	II	○		—		○				○	
K-201	非常用空気浄化設備排風機 A・B、非常用空気浄化設備排気フィルタユニット A・B	II	○		・防滴仕様 ・被水防止構造					○	○	
G-194	補助ヘリウム循環機 A・B	II	○		・被水防止構造					○	○	
G-292	計装（原子炉圧力容器上鏡温度）	I、II	○		—			○			○	
G-293	計装（原子炉圧力容器上鏡温度）	I、II	○		—			○			○	
G-393	計装（補助冷却器出口ヘリウム圧力）、計装（補助冷却器ヘリウム流量）	I、II	○		・防滴仕様					○	○	
N-290	計装（原子炉格納容器内圧力）	I、II	○		—	○					○	
N-390L	計装（格納容器内エリア放射線量率）	I、II	○		—	○					○	
冷却塔ポン プ室(1)	補機冷却水設備 B 循環ポンプ、計装（補機冷却水流量）	II	○		・防滴仕様					○	○	
冷却塔ポン プ室(2)	補機冷却水設備 A 循環ポンプ、計装（補機冷却水流量）	II		○	・防滴仕様	○					○	

A:区画に溢水源がなく、上部に開口部又は貫通部がない B:多重化又は区画化により機能喪失しない C:機能要求がない D:防滴仕様、被水防止構造により機能喪失しない

表6.3(1/2) 被水の影響評価結果

防護区画	対象設備名	防護対象 施設区分	防護対策	判定				結果	
				A	B	C	D	良	否
H-125	安全保護系用交流無停電電源装置 B、安全保護系用充電器盤 B	I、II	—		○			○	
H-126	安全保護系用交流無停電電源装置 C、安全保護系用予備充電器盤	I、II	—		○			○	
H-127	安全保護系用交流無停電電源装置 A、安全保護系用充電器盤 A	I、II	—		○			○	
H-181	安全保護系用蓄電池 B	I、II	—		○			○	
H-182	安全保護系用蓄電池 A	I、II	—		○			○	
H-215	補助ヘリウム循環機 A 回転数制御装置	II	—		○			○	
H-216	補助ヘリウム循環機 B 回転数制御装置	II	—		○			○	
H-217	補助冷却水循環ポンプ A, B	II	・防滴仕様				○	○	
H-272	補助冷却水流量 (計装)	II	・防滴仕様				○	○	
H-310	非常系パワーセンタ B、非常系モーターコントロールセンタ B	II	—		○			○	
H-314	中性子計装盤 I、主冷却設備安全保護計装盤 I、炉容器冷却設備計装盤 I、放射能計装盤 I、制御棒スクラム装置盤 A	I、II	—		○			○	
H-315	安全保護ロジック盤 B、安全保護シーケンス盤 B、補助冷却設備安全保護計装盤 I	I、II	—		○			○	
H-318	安全保護ロジック盤 A、安全保護シーケンス盤 A	I、II	—		○			○	
H-319	中性子計装盤 II・III、主冷却設備安全保護計装盤 II・III、炉容器冷却設備計装盤 II、補助冷却設備安全保護計装盤 II・III、放射能計装盤 II・III、制御棒スクラム装置盤 B	I、II	—		○			○	
H-321	非常系パワーセンタ A、非常系モーターコントロールセンタ A	II	—		○			○	
H-411	非常用発電機 B、自動始動盤 B、非常用発電機盤 B	II	—		○			○	

表6.3(2/2) 被水の影響評価結果

防護区画	対象設備名	防護対象 施設区分	防護対策	判定				結果	
				A	B	C	D	良	否
H-412	非常用発電機用燃料移送ポンプ B	Ⅱ	—		○			○	
H-417	中央制御盤（主盤、副盤）	Ⅰ、Ⅱ	※	※	※	※	※	※	※
H-421	非常用発電機 A、自動始動盤 A、非常用発電機盤 A	Ⅱ	—		○			○	
K-101	炉容器冷却設備 A 制御盤、炉容器冷却水循環ポンプ A、計装（炉容器冷却水流量）	Ⅱ	—		○			○	
K-102	炉容器冷却設備 B 制御盤、炉容器冷却水循環ポンプ B、計装（炉容器冷却水流量）	Ⅱ	—		○			○	
K-201	非常用空気浄化設備排風機 A・B、非常用空気浄化設備排気フィルタユニット A・B	Ⅱ	・防滴仕様 ・被水防止 構造				○	○	
G-194	補助ヘリウム循環機 A・B	Ⅱ	・被水防止 構造				○	○	
G-292	計装（原子炉圧力容器上鏡温度）	Ⅰ、Ⅱ	—		○			○	
G-293	計装（原子炉圧力容器上鏡温度）	Ⅰ、Ⅱ	—		○			○	
G-393	計装（補助冷却器出口ヘリウム圧力）、計装（補助冷却器ヘリウム流量）	Ⅰ、Ⅱ	・防滴仕様				○	○	
N-290	計装（原子炉格納容器内圧力）	Ⅰ、Ⅱ	—		○			○	
N-390L	計装（格納容器内エリア放射線量率）	Ⅰ、Ⅱ	—		○			○	
冷却塔ポンプ 室(1)	補機冷却水設備 B 循環ポンプ、計装（補機冷却水流量）	Ⅱ	・防滴仕様				○	○	
冷却塔ポンプ 室(2)	補機冷却水設備 A 循環ポンプ、計装（補機冷却水流量）	Ⅱ	・防滴仕様				○	○	

A: 区画に溢水源がなく、天井面に開口部又は貫通部がない B: 多重化又は区画化により機能喪失しない C: 機能要求がない D: 防滴仕様、被水防止構造により機能を喪失しない
 ※ 溢水源がないことから評価を実施しない。

「工事の方法」の「試験・検査項目」について、以下を追加・修正する。

- ・検査制度の改正に伴う記載の変更
- ・外観検査の追加

【本文】

4. 工事の方法

4.1 工事の方法及び手順

既設の溢水対策機器について、設計仕様を満たしたものを原子炉施設に設置する。

4.2 工事上の留意事項

本申請に係る検査に当たっては、既設の安全機能を有する施設等に影響を及ぼすことがないよう、作業管理等の必要な措置を講じ実施する。

4.3 試験・検査項目

試験・検査は、次の項目について実施する。

なお、検査の詳細については、「使用前事業者検査要領書」に定める。

(1) 構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

(a) 排水ポンプ

イ. 外観検査

方法：

(i) 排水ポンプの外形に有害な傷、割れ及び変形がないことを目視により確認する。

判定：

(i) 排水ポンプの外形に有害な傷、割れ及び変形がないこと。

(b) 漏水検知器及び漏水警報盤、副盤

イ. 外観検査

方法：

(i) 漏水警報盤、副盤及び漏水検知器の外形に有害な傷、割れ及び変形がないこと目視により確認する。

判定：

(i) 漏水警報盤、副盤及び漏水検知器の外形に有害な傷、割れ及び変形がないこと。

ロ. 据付検査

方法：

(i) 漏水検知器が床面より 2 cm以内の高さに設置されていることを実測により確認する。

判定：

(i) 漏水検知器が床面より 2 cm以内の高さに設置されていること。

(c) ブローアウトパネル及び耐圧扉

イ. 外観検査

方法：

(i) ブローアウトパネル及び耐圧扉の外形に有害な傷、割れ及び変形がないこと目視により確認する。

判定：

(i) ブローアウトパネル及び耐圧扉の外形に有害な傷、割れ及び変形がないこと。

(d) 防滴仕様である機器及び計器

イ. 外観検査

方法：

(i) 防滴仕様である機器及び計器の外形に有害な傷、割れ及び変形がないことを目視により確認する。

判定：

(i) 防滴仕様である機器及び計器の外形に有害な傷、割れ及び変形がないこと。

(e) 被水防止構造である機器

イ. 外観検査

方法：

(i) 被水防止構造である機器の外形に有害な傷、割れ及び変形がないことを目視により確認する。

判定：

(i) 被水防止構造である機器の外形に有害な傷、割れ及び変形がないこと。

(f) 耐環境仕様である計器

イ. 外観検査

方法：

(i) 耐環境仕様である計器の外形に有害な傷、割れ及び変形がないことを目視により確認する。

判定：

(i) 耐環境仕様である計器の外形に有害な傷、割れ及び変形がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

(a) 排水ポンプ

イ. 性能検査

方法：

(i) 排水ポンプの吐出量が 0.32m³/min 以上であることをポンプの性能曲線により確認する。

(ii) 排水ポンプの電動機が JIS-C-0920 保護等級の防まつ形 (IP*4) 以上の保護等級を有していることを図書等により確認する。

(iii) 排水ポンプの電源が非常用発電機 A 系統から排水ポンプ A へ、非常用発電機 B 系統から排水ポンプ B へ給電されることを図書等により確認する。

判定：

(i) 排水ポンプの吐出量が 0.32m³/min 以上であること。

(ii) 排水ポンプの電動機が JIS-C-0920 保護等級の防まつ形 (IP*4) 以上の保護等級を有していること。

(iii) 排水ポンプの電源が、排水ポンプ A は非常用発電機 A 系統から、排水ポンプ B は非常用発電機 B 系統から給電されること。

(b) 漏水検知器及び漏水警報盤、副盤

イ. 警報検査

方法：

(i) 漏水検知器作動時に漏水警報盤又は副盤に警報が発信されることを、漏水検知器を模擬的に作動させることにより確認する。

判定：

(i) 漏水検知器作動時に漏水警報盤又は副盤に警報が発信されること。

(c) ブローアウトパネル及び耐圧扉

イ. 性能検査

方法：

(i) ブローアウトパネルの扉の開放圧力が 3.5kPa (360mmAq) 以下であることを図書等により確認する。また、破断ピンの破断箇所の寸法が $\phi 3.3 \pm 0.05$ mm であることを実測により確認する。

(ii) 耐圧扉の耐圧力が 6.8kPa (700mmAq) 以上であることを図書等より確認する。また、扉が閉ロックできることを実動作により確認する。

判定：

(i) ブローアウトパネルの扉の開放圧力が 3.5kPa (360mmAq) 以下であること。また、破断ピンの破断箇所の寸法が $\phi 3.35$ mm 以下であること。

(ii) 耐圧扉の耐圧力が 6.8kPa (700mmAq) 以上であること。また、扉が閉扉ロックできること。

(d) 防滴仕様である機器及び計器

イ. 性能検査

方法：

(i) 防滴仕様である機器及び計器について、JIS-C-0920 保護等級の防まつ形 (IP*4) 以上の保護等級を有していることを図書等により確認する。

判定：

(i) 防滴仕様である機器及び計器について、JIS-C-0920 保護等級の防まつ形 (IP*4) 以上の保護等級を有していること。

(e) 被水防止構造である機器

イ. 性能検査

方法：

(i) 被水防止構造である機器について、機器が保護カバー等により被水しない構造となっていることを図書等により確認する。

判定：

(i) 被水防止構造である機器について、機器が被水しない構造であること。

(f) 耐環境仕様である計器

イ. 性能検査

方法：

(i) 耐環境仕様である計器について、JIS-C-0920 保護等級の防浸形 (IP*7) 以上の保護等級を有していることを図書等により確認する。

判定：

(i) 耐環境仕様である計器について、JIS-C-0920 保護等級の防浸形 (IP*7) 以上の保護等級を有していること。

(g) 加圧水冷却設備の主配管

イ. 性能検査

方法：

(i) ターミナルエンド部を有する配管が設置されている区画以外の区画における主配管について、原子炉格納容器貫通部の主配管と同じ材質で製作されており、同等の製作・施工に係る検査 (使用前検査、現地試験) 及び維持管理に係る検査 (施設定期自主検査及び自主検査) が行われていることを図書等により確認する。

判定：

(i) ターミナルエンド部を有する配管が設置されている区画以外の区画における主配管について、原子炉格納容器貫通部の主配管と同等の性能を有すること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

イ. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査 (適合性確認検査)

方法：

(i) 設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われ、下記の技術基準への適合性が確認されていることを、記録等により確認する。

- ・ 溢水による損傷の防止 (第 19 条)
- ・ 安全設備 (第 21 条)

判定：

(i) 本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われ、下記の技術基準への適合性が確認されていることを、記録等により確認する。

- ・ 溢水による損傷の防止 (第 19 条)
- ・ 安全設備 (第 21 条)

ロ. 品質管理の方法に関する検査 (品質管理検査)

方法：

(i) 本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書」(QS-P12) に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：

(i) 本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「大洗研究所

原子炉施設等品質マネジメント計画書」(QS-P12) に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。